

令和7年度
狭山市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付制度
ご利用の手引き

狭山市では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う取り組みを促進することにより、地域の公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を施した方に対して、その手術費用の一部を補助します。

1. 補助対象

- 対象となる猫
市内に生息し飼い主がいないことが確認できた猫のうち、動物病院で不妊・去勢手術を実施した猫（飼い猫は対象外）
- 申請できる方
狭山市に住民登録があり、市税を滞納していない者

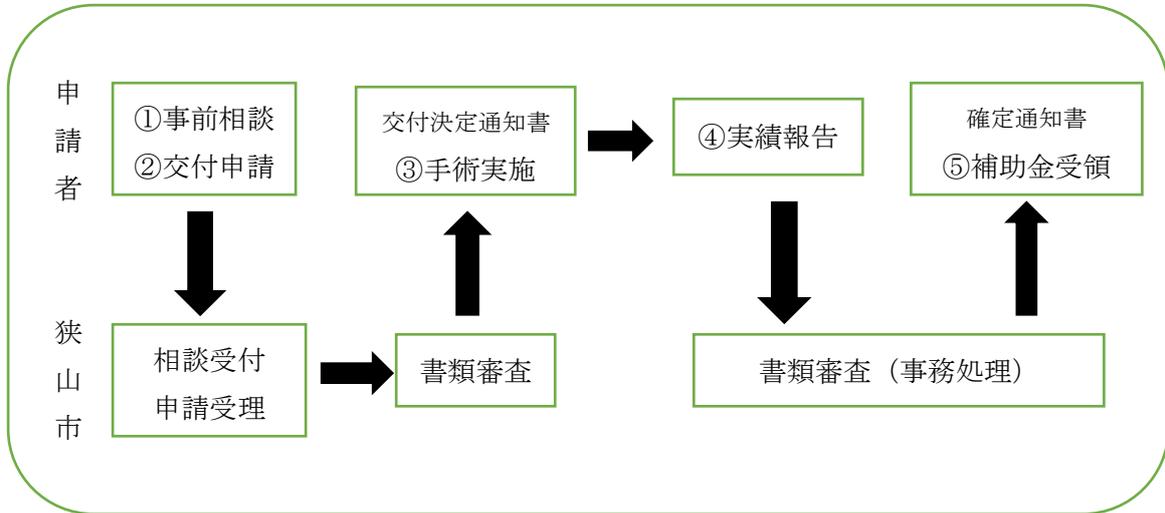
2. 補助金の額

- 不妊手術（雌）・去勢手術（雄） 1頭につき5,000円（限度額）
※手術費用が限度額に満たないときは、手術費用を限度額とします。
- 補助金の交付は申請者1人につき、年間最大5頭まで。

3. 申請期間

- 令和7年6月2日（月）～令和8年2月13日（金）
※先着順に受付を行い、予算の範囲を超えた場合は、受付を終了します。

4. 手続きの流れ



①事前相談

対象となる猫や申請できる方、申請書等の記入方法などについて説明します。
また、猫に関する相談窓口の紹介も行っております。

②交付申請

申請書は環境課窓口にあります。なお、電話や郵送による申請はお受けできません。

次の書類を狭山市環境課に提出してください。

- 狭山市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）
- 別紙「調査票」

③手術実施

申請に係る内容を審査した後、「狭山市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書」を郵送します。

交付決定の場合は、通知書の発行日から30日以内に猫の手術を行ってください。

※通知書発行から30日を過ぎると補助金の交付ができなくなり、再度申請が必要となります。

注意事項

手術時に、片方の耳端にV字カットを受けてください。

④実績報告兼交付請求書

交付決定通知書に同封されている「狭山市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金実績報告書兼交付請求書」に領収書（記載例参照のこと）の写し、手術前後の写真（耳先カットが分かるもの）を添付し、手術実施後10日以内又は令和8年3月19日のいずれか早い日までに環境課に提出してください。

領収書記載例

領 収 書	
	年 月 日
<u>補助金申請者氏名</u> 様	
金額 _____ 円	
ただし、（例：猫不妊手術費、猫去勢手術費）として	
	〇〇動物病院 獣医師 ■■■■■ 印 狭山市・・・

不妊・去勢手術費のみの金額が判別できること

⑤補助金受領

実績報告書を審査した後、狭山市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金額確定通知書を送付いたします。また、補助金は実績報告書に記載された口座に振り込みます。

なお、補助金額は、1頭につき5,000円が上限となっております。

5. 注意事項

- 市内に生息する飼い主のいない猫であることを、地域住民等に確認したうえで申請を行ってください。
- 実績報告書に添付していただく手術前後の写真は、同じ猫であることがわかるように特徴をとらえて撮影したカラー写真を提出してください。
- 「狭山市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱」の規定に違反するなど、不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- 猫の捕獲や動物病院への運搬の際には、人や猫とも怪我のないよう注意してください。
- 普段おとなしい猫でも、場所が変わると興奮して暴れる場合がありますので、運搬する際には扉がしっかり閉まるキャリーケースを使用し、扉をガムテープで固定するなど注意してください。
- 麻酔をかけられた猫がすでに手術済みであることが判明した場合でも、耳先のカット手術は行うとともに手術費はご負担いただきます。

狭山市 環境課 生活衛生担当
狭山市入間川1-23-5
電話：04-2937-6793（直通）